

地域まちづくり未来事業計画の策定について

1 地域まちづくり未来事業計画

この計画は、地域社会・コミュニティの振興及び均衡ある発展を目的とした「地域まちづくり未来基金」を財源として実施する、人口減少に立ち向かい、地域の振興に資する主要な事業を定めるものです。

2 計画期間

平成31年度から平成33年度までの3年間です。

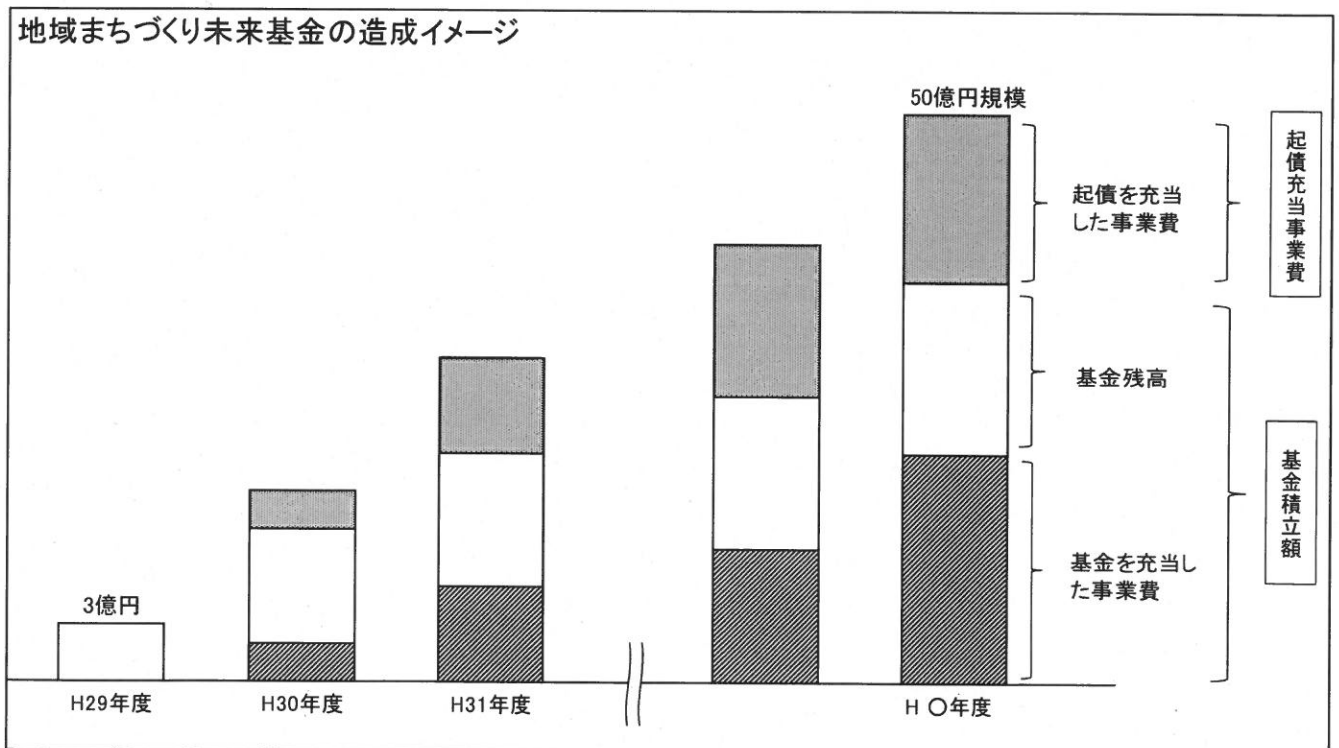
3 計画策定年度

平成30年度中に策定する計画です。ただし、平成31年度に実施する事業については、予算編成の関係から本年9月までには定める必要があります。

4 財源「地域まちづくり未来基金」

- 地域まちづくり未来基金は、既存の「まちづくり基金（3億円）」を原資に、毎年度の決算剰余金を積み増しし、これを取り崩して未来事業に充当します。（基金積立額）
- 国県補助金や起債を活用できる事業は、財源として充当する補助金や起債についても基金積立相当とみなすこととします。（起債充当事業費）
- 基金積立額と起債充当事業費をあわせて総額50億円規模となることを目標とします。
- 各地域への配分額は決まっていません。

地域まちづくり未来基金の造成イメージ



5 地域まちづくり未来基金を充てることのできない事業

- 他地域と著しく不公平感を生じさせるもの（羽黒地域にのみ適用させる物品や商品券等の支給、既存補助金の補助率アップなど）
- 毎年あるような経常的経費や、学校、給食センター、消防、道路整備関連など全市統一的な調整が必要なもの
- 後年度に維持経費として人件費、水道光熱費、管理委託料等で多額の財政負担が生じるもの

6 計画策定において重視すべき視点

①自立分散型のまちづくり

- ・ 地域が主体的に活動できる事業であること
- ・ 地域の意欲、創意が生かせる事業であること
- ・ 地域が元気を出せる事業であること（地域の意欲的活動を後押し）
- ・ 地域の特色を生かした独創的企画を奨励すること

②人材づくり

- ・ 事業の推進を通して、地域を支える人材が育つこと
- ・ 意欲にあふれるプレーヤーを活用すること（移住定住も含め）

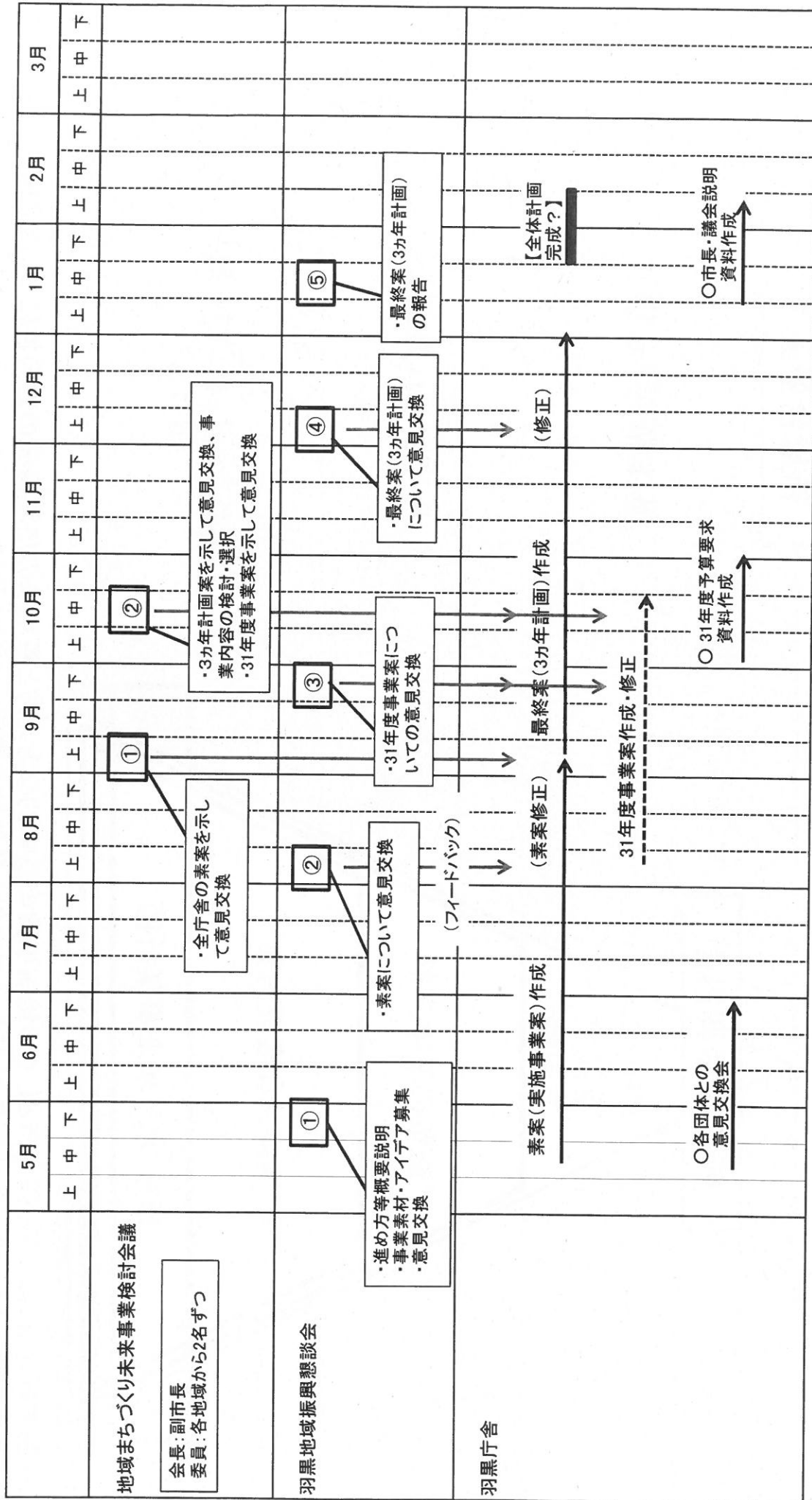
③具体性

- ・ 事業計画は個別具体的であること（理念作文にならないこと）
- ・ 目的が明確で実効性のある特定プロジェクトであること

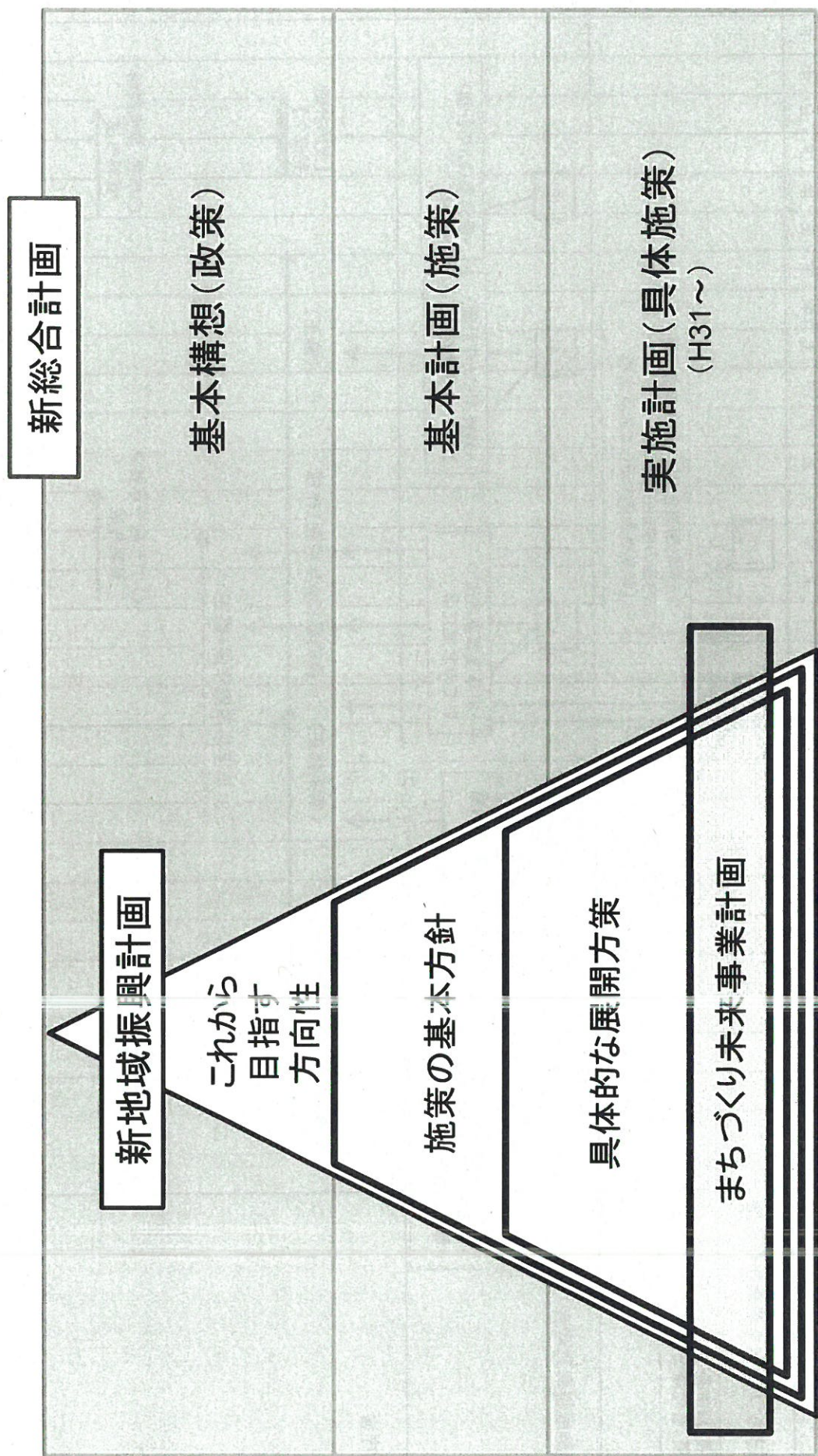
④他計画等との整合性の確保

- ・ 新総合計画や行財政改革推進プラン、公共施設等総合管理計画等、他の計画との整合を図ること

地域まちづくり未来事業計画策定スケジュール(案)



新鶴岡市総合計画・新地域振興計画・未来事業計画 関係イメージ図(素案)



- ・「基本構想」において、鶴岡市としての地域振興の基本的な考え方と各地域の地域振興の方向性について記述
 - ・「基本計画」において、各地域の施策の基本方針と具体的な方策について記述
 - ・「実施計画」において、各地域の具体的な方策について記述
- ※新総合計画の体系については今後統一的に検討されるため、新地域振興計画の位置づけも変わる場合があります。